

安倍興行考

滝川 幸 司

要 旨

『菅家文章』に道真との贈答が見られる安倍興行について、伝記考証を中心に考察を加えた。道真の交流を明らかにするとともに、平安前期の儒者のあり方を追求するためである。

はじめに

菅原道真是「書齋記」(『菅家文章』巻七・526)において、「唯だ我を知る者、其の人三許人有り」といい、心を許した詩友の少なさを語っている。道真の詩友としては、島田忠臣や紀長谷雄の名がまず上がる。しかし、それ以外にも、『菅家文章』『菅家後集』を概観すれば、深い交流を持つ人物が見出せる。例えば、「憶諸詩友兼奉寄前濃州田別駕」(『菅家文章』巻四・262)において「詩友」として詠出される巨勢文雄や安倍興行は、その最たるものである。しかし、忠臣・長谷雄以外については言及されるに留まり、辞書的な説明以外に検討されたこととはないといつていい。忠臣や長谷雄と異なり、作品がほとんど残つ

ていないことも影響していよう。

しかし、道真の作品を読む上においても、また、平安前期漢文学研究の立場においても、彼等の存在を捨てることはできないはずである。

安倍興行は、『菅家文章』中では、忠臣に次ぐ贈答を残している。道真と交流のある詩人の中で重視されて然るべき人物である。しかし、興行について触れた論稿は希である。後藤昭雄「紀長谷雄」延喜以後詩序「私注」(『平安朝文人志』吉川弘文館・一九九三年)、高兵兵「菅原道真の交友と源能有」(和漢比較文学35・二〇〇五年)が、道真との関係について述べる。辞書の記述ではあるが、関口力「安倍興行」(『平安時代史事典』角川書店・一九九四年)は、道真との交流にも触れ、目配りがある。しかし、いずれも興行が主題ではなかったり、紙幅に制限があつて、詳細な検討はなされていない。

本稿では、安倍興行について論じる。伝記考証を中心とし、その時々道真が興行に送った、あるいは言及した作品を取りあげる。本間洋一は、道真研究の現状について、「それらの論の中核は所謂「詩臣道真論」とでも言つべきものであり、いわば不世出の詩人の「詩臣」像

を正面から解き明かそうとするものであったといつて良かる」と評しながらも、「さりとして道真詩の世界がそうした視点でのみ論じられるものかといえは、必ずしもそうではないと思つのである」といふ。本論では興行関連詩を取り上げるが、それは、「詩臣道真」とは異なる道真像を描く、ひとつの試みでもある。

一、対策及第以前

安倍興行の父は、安仁である。貞観元年四月二十三日薨⁽²⁾伝によれば、安仁は左京の人で、従四位上行治部卿東人の孫、参議大宰大式従四位上寛麻呂の子である。「身長六尺三寸、姿兒環偉、性沈深威重有り」といふ。若くして校書殿に直し、弘仁年間に山城大掾となり、中務・民部少丞を歴任。天長の初に近江権大掾となり、介の藤原弟雄と親しく、政事を委任される。安仁の評判は朝廷に聞こえ、任期を待たずして、従五位下を授けられ、信濃介に任じられる。三年で「部内肅然」。任を終える年、従五位上を加えられた。ついで兵部少輔を拜し、にわかに正五位下に進む。承和元年に大輔に転じ、近江権介に任じられた。翌年、刑部大輔に遷る。勅があり、嵯峨上皇に侍る。上皇は甚だ親任して、安仁を院の別当とし、事の大小に拘わらず、決を委ねた。これ以前、院の事務は停滞していたが、安仁は旬日の間に「平理并行」したといふ。上皇はこれを深く嘉とした。ついで治部大輔に遷る。上皇は、諸国史の優劣を評議させたが、信濃介として能吏だった安仁に匹

敵するものはおらず、後人も及ばないと評し、「牙笏・玉帯・金魚袋・御衣一襲」を下した。有職の者が賀して「此の賞は是れ宰相の鴻漸也」と評した。承和三年、従四位下。五年、参議、刑部卿となる。上皇は安仁に「汝宜しく早く枢機の職に居るべし。何ぞ久しく山院の事を行ふ」と語った。そして、同七年、左大弁となり、院の別当職を停められた。しかし、その後、院中の庶事が治まらず、勅があり、再び別当となった。弁官の政は、弘暎に官庁に入る。安仁は銜を退いて後に、必ず嵯峨に詣でた。往還の間には、原野数里があつた。朝廷はその多忙を恤み、「扞簡の職」とした。承和九年、大蔵卿に遷る。この年七月、嵯峨上皇が崩御し、皇太子恒貞親王が事に坐して廢された。八月に新たに皇太子(文徳)を立て、安仁は、春宮大夫に任じられた。十年、下野守を兼ね、幾はくもならずして、彈正大弼を兼ねた。十一年、従四位上。十三年に、正四位下。左大弁に遷った。春宮大夫・彈正大弼・下野守は並びにもとの如し。十五年、従三位となり、中納言に任じられ、数日にして、民部卿を兼ねる。春宮大夫はもとの如しである。嘉祥三年、正三位。斉衡二年、陸奥出羽按察使となる。上表して民部卿を辞すことを求めるも、不許。三年、権大納言。安仁は、謙虚であつて、公を愛すること家の如しであつた。子弟を顧みて、「諸国の調庸、多く封家に入る。官に納るる者少し。所食の邑、身に余有り」といひ、そして、「職を帯ぶること兩三官、具瞻の地に周旋す。食邑八百戸、尸素の身に盈溢す。伏して望むらくは、大納言の食む所を減じ、中納言の所封を給へ」と上表した。天皇は安仁の謙讓に感じ、特にその請

つところを許した。天安元年、大納言となり、右近衛大将を兼ねた。抗表して大将を辞すことを求めたが、許されなかった。頻りに上表すること二度三度に及んで、漸く許された。薨去の時、年六十七。

以上が、安仁伝の概略である。地方官として良吏であり、嵯峨上皇の院別当として上皇の信頼を得、議政官となった後も、自らの食邑を減ずることを求めるなど、「謙虚」といわれるに相応しい人物であったようである。薨伝ではこれに続いて、「安仁、政体に達練にして、朝章に明解なり。奏議有る毎に、応対滞ること無し。仮景に至りて、子孫に教誡す」とあり、能吏であることが記される。休日には、子孫に「教誡」していたようであり、興行もその「教誡」を受けたこととなる。薨伝の最後は、子息について語る。「子男八人有り。貞行、宗行、清行、興行、最も名を知らる。興行始めて秀才に挙げらる。対策及第す」と、八男の中でも、四人が取りあげられている。菅原道真「安氏諸大夫為先妣修法華会願文 貞觀十一年九月廿五日」（『菅家文章』巻十一・642）によれば、宗行母多治氏には、同胞として「四男一女」があり、貞觀九年十二月十五日に没したという。後述するように、貞行の母は貞觀三年に、清行の母は貞觀六年に没しており、宗行、貞行、清行は異母兄弟ということになる。興行が誰と同母なのか、あるいはさらに別人を母としていたかは未詳であるが、安仁薨伝にいう八男のうち、四男は多治氏を母としていることなる。興行は子息中で初めて文章得業生になったこと、対策及第したことが特筆されている。

興行の生没年は未詳である。

興行の兄清行は、昌泰三年（900）に七十六歳で卒している（『古今和歌集目録』）。従つて清行の生年は天長二年（825）となる。興行はこれ以後の誕生となる。興行は、後述のごとく、貞觀十一年（869）正月十三日に既に大内記として見える。例えば、大枝音人は、仁寿三年（853）七月一日に四十三歳で大内記、都良香は、貞觀十五（873）年正月十三日に四十歳で大内記、興行の兄清行は、貞觀元年（859）正月二十八日に既に大内記として見えるが、この時、三十五歳。以上の例を見ると、三十代半ばから四十代前後に大内記に任じられている。兄清行が三十代半ばには大内記になっていたようなので、貞觀十一年（869）で三十五歳とすると、承和二年（835）生となり、清行よりも十歳年少となる。

また、興行は、貞觀十年には少内記であつたらしい（後述）。道真は二十七歳で少内記（『公卿補任』他）、音人が承和十三（846）年正月十三日に三十六歳で（『公卿補任』）、良香が貞觀十二（870）年二月二十一日に三十七歳で（『古今和歌集目録』）、任少内記。これらの例からすれば、三十歳前後から三十歳半ばで少内記だと考えられる。興行が既に少内記として見える貞觀十年（868）を三十五歳とすると、承和元年（834）生となる。大内記就任年齢も加味すれば、大体承和元年生か。ここでは、承和二年（835）生としておく。

道真が承和十二年（845）生なので、十歳年長となる。ちなみに忠臣は天長五年（828）生である。

貞観五年六月二十九日、兄貞行が摂津守に任じられたが、『日本三代実録』は「従五位上安倍朝臣貞行を以て摂津守と為す。貞行、貞観三年摂津守に任ぜらる。母難を以て職を解かる。今詔してこれを起す」と記す。「母難」は、「母憂」と同じくその死をいうのである。つまた、貞観十年二月十七日に、清行が大宰少弐に任じられたが、同じく『三代実録』は、「清行、貞観六年正月大宰少弐に任ぜらる。母憂に^{あた}りて職を去る。今本官を以てこれを起す」とあり、貞行と清行の母が異なることが確認できる。貞行と興行の年齢差を検討すると、貞行は仁寿元年(851)十一月二十六日に従五位下、興行は貞観十一年(869)正月七日に従五位下で、その間、十八年の差がある。年齢差もこの程度であろう。早くに貞行を産んでいたとすれば、同母である可能性もある。とすれば、貞観三年、興行二十六歳のときに母を亡くしたことになる。また、清行と興行の年齢差は、先述のごとく十年である。清行と同母とすれば、貞観六年、二十九歳の時に母を亡くしたこととなる。なお、前述したように、宗行母多治氏は、貞観九年に没している。宗行は、貞観六年(864)正月七日に従五位下で、興行より五年早い。年齢差もこの程度であろう。宗行と同母とすれば、三十二歳の時に母を亡くしたことになる。いずれかと同母とも考えられるし、あるいは別の女性を母に持った可能性もある。なお、父の安仁は、前述のごとく、母の死に先立つ貞観元年四月二十三日に薨じている。

興行が文章得業生であったことは安仁の薨伝に見えるが、時期が明

確ではない。しかし、貞観七年には、既に得業生であったと思しい。拙稿「道真の同僚」(奈良大学紀要35・二〇〇七年)にも述べたが、道真に「会安秀才饒舎兄防州 探得隅字」(『菅家文章』巻一・18)の作がある。この安氏は安倍氏と推測されるが、先に触れた安仁薨伝に見える四人のうちの誰かだと考えられる。宗行が貞観七年正月二十七日に「勸解由次官従五位下安倍朝臣宗行を周防守と為す」と周防守に任じられており、清行も貞観十三年正月二十九日に周防守に任じられている(『古今和歌集目録』)。薨伝に記されるように、興行が初めての「秀才」であったのだから、この「安秀才」は興行だと断定できる。興行は、貞観十一年正月七日には大内記として見えるので、この「舎兄」は宗行となる。従って、宗行が周防守に任じられた貞観七年正月二十七日には既に興行は文章得業生であったことになる。

恐らく興行は、大中臣国雄と同時期に得業生であった。国雄は貞観八年正月七日には既に得業生として見えている。国雄は、貞観八年七月十四日には散位なので、それ以前に得業生から離れたのである。また、御船助道が貞観五年七月二十二日以前に得業生⁽⁶⁾で、貞観六年正月十六日に任少外記(尊経閣文庫蔵『外記補任⁽⁷⁾』)として見える。また、橋広相が貞観六年八月八日に対策及第している(『公卿補任⁽⁸⁾』)。恐らく、助道、広相の後に、国雄、興行が得業生になったと考えられる。兩人とも貞観六年中に得業生に補されたか。

なお、興行が文章生であった資料は残らないが、恐らく、貞観六年以前は文章生であったと思われる。ちなみに、この時期の文章博士は、

菅原是善と巨勢文雄・橋広相である。是善は、承和十二年三月五日に任文章博士。以後、貞観九年二月十一日に文雄・広相と交替するまでその任にあった。興行は、貞観十一年には既に大内記なので、文章生・得業生時代の大部分を是善の文章博士時代に過したといえよう。

もつとも、興行は、文章博士と文章生・得業生の関係以前に、是善門下であった。島田忠臣に「饒鎮西安明府鎮東藤府君長門菅太守之任探得遺字」(『田氏家集』巻下・177)の作がある。これは、大宰少弐安倍興行、陸奥守藤原佐世、長門守菅原宗岳(?)の饒別宴での作であるが、詩に「門同じけれども膠漆未だ堅を為さず、覚えず勤王外に秩遷ること」とある。ここに見える三人及び忠臣、そして道真は、同門「是善門下」であった。

文章得業生時代の興行については、『菅家文章』に関連資料が残る。「奉和安秀才代無名先生寄矜伐公子 次韻」(『菅家文章』巻一・15)は、安秀才「興行の「代無名先生寄矜伐公子」に道真が和したものである。この詩は、興行の得業生時代の作となるが、道真は、貞観四年五月十七日に文章生試に及第し(『菅家文章』巻七・522)、貞観九年に得業生となっている(『公卿補任』)。「九日侍宴同賦鴻雁來賓各探一字得葦心製 自此以下十九首、進士及第之作」(同巻一・8)の自注に従えば、この詩も、道真の文章生時代の作となる。

注目したのは、「代無名先生寄矜伐公子」という詩題である。興行の詩が残らない以上、内容は推測するしかないが、「無名先生」と

「矜伐公子」という架空人物の設定は、司馬相如が「子虚上林賦」において「子虚」「烏有先生」「亡是公」の三人を設定し、問答体で賦を構成していることに関わりを持つ。このような問答体は、両漢の賦に見られるが、空海の『三教指帰』もその流れに入る。これらは、問答体というスタイルからも、長編であることが通例である。

ところが、この興行の作は、道真詩が律詩であり次韻詩であったことから、律詩であったと推測される。しかし、問答体の作は長編がほとんどで、律詩の例は管見に入らない。「代無名先生」とあるので、上述の作とは性格が異なるとも考えられるが、架空人物の設定は、「子虚上林賦」などの伝統と無関係とは考えにくい。「無名先生」「矜伐公子」という設定が、興行によってなされたのが、あるいは当時、この二人による問答体の作品が作られており、それに基づいて興行の詩が作られたのか判然としないが、紀伝道における詩作の様子を示すものとして興味深い。このような、ある種特異な作を、興行は道真に送っているのである。

道真には、前述したように「会安秀才饒舎兄防州 探得隅字」の作がある。興行の兄宗行への饒別宴での作である。探韻がなされているので、詩会であったことが推測される。なお、この時も、道真は文章生である。

兄友弟恭不道無 兄は友弟は恭道無きにあらす

勤王自与恒親疎 王に勤むるは自ら恒に親しきと疎かならん

一廻告別腸千断 一廻別れを告ぐれば腸千たび断ゆ
我助君情独向隅 我れ君が情の独り隅に向ふを助けん

周防守として「王に勤」めるために親類と別れる悲しみを詠みつつ、結句では、兄が赴任してしまい孤独となる興行の姿を描いている。「独り向ふ」は、岩波日本古典文学大系川口久雄注が指摘するように、晉の潘岳「笙賦」(『文選』卷十八)の「衆堂に満ちて酒を飲み、独り隅に向ひて以て涙を掩ふ」に基づくのであろう。皆が酒を飲んでいるのに、一人隅に向かつて涙を拭っている、この状況を、今の饞別宴に重ねたのである。ここで隅を向くのは、饞別される宗行ではなく、残される興行であろう。道真は、その興行の悲しみを分かち合おうとするかのようなのである。

興行は、能吏安仁を父としたわけだが、紀伝道に進み、得業生となつた。菅家廊下に学び、その後継者でもある道真と親しく交わつたようである。⁽¹⁰⁾

二、外史となるまで

興行の対策及第の時期は明らかではない。拙稿「道真の同僚」(前掲)で論じたように、興行が及第した後、都良香あるいは道真が得業生に転じたと思しいが、良香は貞観七、八年頃得業生、⁽¹¹⁾道真は貞観九年に得業生である。前述のごとく、興行は貞観七年初には得業生で

あつたので、貞観七年後半、九年の間に対策に及第したと考えられる。

道真に「哭菅外史奉寄安著作郎」(『菅家文章』卷一・47)の作がある。「菅外史」は、菅某外記。『外記補任』によれば、貞観十年に菅野助道が大外記のまま五十九歳で卒している。これに当たつた。⁽¹²⁾この詩は貞観十年作となる。この助道は、興行の直前に得業生であつた御船助道であり(前述)、貞観五年八月九日に菅野朝臣を賜っている。また、島田忠臣「過田大夫莊呈船秀才」(『田氏家集』卷上・2)の「船秀才」も助道に当たると推測され、⁽¹³⁾道真、興行、忠臣との交流から考えると、あるいは同門であつたかも知れない。なお、助道は、嘉祥二年四月九日に文章生に補されている(『二中歴』登省歴)。この時、四十歳。

「安著作郎」は安某少内記であるが、紀伝道出身者を任ずるのが通例の内記という職掌、貞観十一年には大内記となつていたこと、及び道真との関係から、ここは興行を指すと見てよいだろう。すなわち、興行は、貞観十年以前に対策及第し、少内記に任じられたことになる。なお、道真はこの時、文章得業生である。

哭菅外史奉寄安著作郎

酷悲穿眼復消魂 酷だ悲しびて眼を穿ち復た魂を消す
皆道希顔是妄言 皆道ふ顔を希ふは是れ妄言なりと
少日垂帷疲蠹簡 少日帷を垂れて蠹簡に疲る
当年对策落龍門 当年対策して龍門より落つ

青衫未換名無諡 青衫未だ換へずして名に諡無し

白髪空生祭有孫 白髪空しく生じて祭に孫有り

命矣皇天相与奪 命なり皇天相与奪す

高才不過伝先存 高才にして伝の先づ存するに過ぎず

この詩、首聯で助道の死を悲しむ。「顔を希ふは是れ妄言なり」とは、『晉書』虞溥伝の「希顔の徒、亦顔の倫也」に基づく。顔淵になろうとするものは、顔淵の輩であるということだが、助道は不遇の中に死んでしまい、まさに皆がいうように、この言葉は「妄言」であつたと嘆くのである。顔淵たらんとして、助道は、若き日に「帷を垂れて」勉学に励むが、虫食いだらけの書物の中で疲れ、対策に挑んだものの落第した⁽¹⁵⁾。助道は、貞観六年正月二十七日には既に少外記であつたから（前述）、これ以前に対策に落第したことになる。貞観五年とすれば、五十四歳である。

頸聯では、出世できないままに年老い、ついには、孫だけを残したことを詠じ、尾聯で、天が才能を与えたものの栄達を奪つたことを運命だといひ、才能があつたにも拘わらず、結局伝記が残るに過ぎないと終わる。

この詩、才能に恵まれたはずの助道が、努力に報われることなく、卑位のまま老いて死んだ様子を描く。二句目にいう、「顔を希ふは是れ妄言なり」という言葉は、この詩を詠んだ道真が、文章得業生として学問に励んでいる時期だけに、様々な憶測に駆られる。道真は、菅家の三代目として、今後、対策及第して官界に出なければならぬ。

しかし、この助道は、対策に失敗し、卑位のまま老いた。助道の不遇に対する悲しみが描かれているが、二句目の言辞や助道の不遇の描写からは、学問への不安が表れているようにも思われる。この詩は、興行に送られたものであつた。興行は、対策及第して、少内記として官界に出たばかりの少壮の官人である。道真としても近しい先輩といった関係であつたであろう。だからこそ、このような不安を窺わせる詩を送つたとも考えられる。やや深読みが過ぎるかも知れないが、道真の不安な心境と、それを共有するであろう興行といふ二人の関係性が、ここには表れているのではないだろうか⁽¹⁶⁾。

貞観十一年正月七日に叙位があり、興行は、「正六位上……大内記安倍朝臣興行……並びに従五位下」と従五位下に叙せられた。またこの記事から、興行が既に正六位上であつたこと、大内記であつたことが知られる。興行は、この後、貞観十三年十月五日には既に勘解由次官なので（後述）、それ以前に大内記を離れたと思われる。

貞観十年正月七日に、「大内記小野朝臣問道等並びに従五位下」と、小野問道が大内記であることが見える。問道は、貞観十二年正月二十五日に「従五位下行大内記小野朝臣問道を播磨介と為す」と、大内記から離れている。興行とともに大内記であつたと考えられる。

貞観八年正月十三日に「従五位下行大内記巨勢朝臣文雄を民部少輔と為す」と、文雄が大内記を離れており、貞観九年二月十一日に「従五位下行大内記小野朝臣後生を大判事と為す」と、大内記であつた後

生が離れている。恐らく、問道が文雄の後任として、興行が貞観十年頃に後生の後任として大内記に任じられたのであろう。なお、貞観十四年五月二十五日に大内記として大江公幹が見えるが、興行の後任であらう。

部下の少内記としては、都良香が見える。良香は、貞観十二年二月二十一日に任じられている(『古今和歌集目録』)。

貞観十二年十一月十七日、推問密告使に任じられた。『日本三代実録』は次のように記す。「大宰府に勅す。少式藤原朝臣元利万侶・前主工上家人・浪人清原宗継・中臣年磨・興世有年等五人を追禁せよ。従五位下行大内記安倍朝臣興行を以て遣大宰府推問密告使と為す。判官一人。主典一人」とある。これについては、十一月十三日条を参看しなければならぬ。「筑後権史生正七位上佐伯宿祢真継、新羅国牒を進め奉る。即ち大宰少式従五位下藤原朝臣元利万侶、新羅国王と通謀して国家を害せんとするを告ぐ。真継の身を禁じて非違使に付す」とあり、佐伯真継が新羅国牒を進上し、大宰少式藤原元利万侶と新羅国王が通謀して国家を傾けようとしたと密告した。興行はこの事情を推問するために推問密告使に任じられ、大宰府に向かったのである。元利万侶については、これ以後資料が見えず、結局新羅国との「通謀」がいかなるものであったのかは未詳であるが、「大宰府の現地責任者・元利麻呂の「謀反」は国家にとっては驚愕すべき大事件であったにちがいない」⁽¹⁷⁾。

なお、推問使は、十世紀以降は検非違使が任じられるのが通例となるのに対し、九世紀以前では、推問使の帯びる官職は一定していない。米田雄介は「事件の内容に照らして行われている」といい、川見典久は「帯びる官職ではなく個人の素養により任用されていると考えた方がよいのではないか」⁽¹⁸⁾という。興行の場合、大内記という官職からも興行の素養からも、紀伝道の知識が必要とされたということになる。新羅との「通謀」による「謀反」である以上、新羅との関連で漢詩文の知識が必要とされたということである。

『日本三代実録』貞観十三年十月五日条に「勅解由次官従五位下安倍朝臣興行」として見える。これ以前に、大内記から勅解由次官に遷つたらしい。貞観十三年八月二十五日に「勅解由次官従五位下兼行下野介臣紀朝臣安雄」が見える。あるいはこの後任であったか。

ところで、この貞観十三年十月五日に、「天皇錫紵を服す。近臣皆素服なり。太皇太后を山城国宇治郡後山階山陵に葬る。是の時、天皇祖母太皇太后の為の喪服に疑有り。未だ決せず。是において、諸儒をしてこれを議せしむ」と、祖母太皇太后藤原順子のための清和天皇の喪服について疑義があり、諸儒に議させることになった。議したのは、従五位上行大学博士兼越前権介菅野朝臣佐世・従五位下行助教善淵朝臣永貞、大学頭従五位上兼行文章博士巨勢朝臣文雄、民部少輔兼東宮学士従五位下橘朝臣広相、正六位上行少内記都宿祢言道(良香)・菅原朝臣道真、勅解由次官従五位下安倍朝臣興行、外従五位下守大判事

兼行明法博士桜井田部連貞相の八人六組である。喪服を着るか否から始まり、服は何日か、あるいは心喪にすべきかなどが論じられているが、「朝議、心喪五月、服制三日に定む」という結果となった。

内容に深く立ち入る余裕はないので、興行の議を掻い摘んで紹介すれば、「伏して諸儒の議する所を見るに、遠く唐礼を稽し、近く朝典を酌み、これを論ずること詳なり」と諸儒の議論を評価するが、しかし、「制服の事に至りて、或は五月を限と為し、或は三日を断と為す。竊かに不同とする所は何ぞ」と五ヶ月と三日の違いが出ていることに疑問を持つ。「則ち夫れ恩厚ければ其の服重し。瘡巨なれば其の痛深し。故に斉績以上は、閏を含みて持すること久し。大功以下、閏を計へて数と為す」というのは、恩が厚いほど、服は重くなるのだから、斉衰（五服の内、二等の喪。一年）の場合は、閏月を含めても一年とするし（十三ヶ月でも一年）、大功（三等の喪。九ヶ月）の場合は、閏月を数えるのである。つまり、恩が厚いほどに、できるだけ長い喪を保つということであろう。これを踏まえて、「今若し三日を断と為さば、…復た施す所無し」という。だからといって五ヶ月にするのも、「神化務むる所、一日万機」なので、「事臨朝を絶」つことになって「甚だ不可」である。興行は、「日を以て月に易へ」、「心喪五月、制服五日」にすべきだ主張する。興行は、中国や日本の法典・先例をあげずに、「一日万機」であり「臨朝を絶つ」ことを「不可」として結論を出しているのである。

ところで、川尻秋生²⁰によれば、この貞観十三年十月五日の議も含め、

正史に残された同様の「議」は、合議の意ではなく、「中国に起源を持つ政策立案方法の「議」と考えるべきだという。その手続きについては「天皇から勅により諮問すべき案件および回答すべき人物が指名される。ついで、その人々によって議文が提出され、天皇が誰の議文によるかを勅によって決定することになる。ただし、議文の提出後、天皇が決定するまえに、公卿会議にかけられる場合もあつたらしい」と説明する。貞観十三年十月五日の議の場合は、「天皇が決定するまえに、公卿会議にかけられる場合」に当たる。つまり、川尻によれば、興行のこの議も「議文」だということになる。天皇（あるいは公卿）は、これら「議文」の中から、選択することになるのであろうが、しかし、そう考えると、興行の「議文」は、非常に奇妙であることになる。

興行の議は、冒頭に「伏して諸儒の議する所を見るに」とあつて、明らかに、他の「議文」を読んでいる。そして、それらを用いながら結論を出している。今回のように、公卿会議にけるにしても、それぞれの儒者が提出した「議文」を取りあげて議論することになるのだが、興行の「議文」そのものに、既に他の儒者の「議文」が用いられているのはどういうことであろうか。

また、この時の「議文」には、他にも疑問点がある。菅野佐世と善淵永貞が提出した「議文」は、『儀礼』や『左伝』を用いつつ「葬りて後、喪を除いて吉に即く」と喪服を去ることを結論づけるのだが、それに続いて、「問ひて曰く」と、佐世・永貞の「議文」の内容に対

する、ある人の問が記されている。また、広相の「議文」にも「或人疑ひて曰く」と、ある人の疑問が載せられ、「今これを釈して曰く」と、広相の回答が記されている。他の「議文」にも同様な問答が存在する。この時以外の他の議を瞥見しても、このように問答が記されることはない。

この貞観十三年十月五日の議は、通常とは異なり、合議の様子が議の文章という形で残されているということになるか。興行の「議文」の冒頭などは、正しく合議の姿を表しているように思われるのだが、後考を俟つ。

興行の記録は、ここで暫く途絶える。次に資料に現れるのは、元慶二年正月十一日で、「従五位上行民部少輔安倍朝臣興行を讃岐介と為す」と、民部少輔から讃岐介に遷っている。これ以前に勘解由次官から民部少輔に遷ったことになる。元慶元年四月一日に「勘解由次官従五位下兼行直講小野朝臣当岑」が見える。興行はこれ以前には勘解由次官を離れたと考えられる。

民部少輔としては、橘広相が貞観十四年五月二十四日条に見える。広相は、貞観十六年二月二十九日に右少弁に任じられており、『弁官補任』、この辺りで民部少輔から離れたか。恐らく、広相の後任として、興行が、貞観十六年、元慶元年の間に任じられたか。とすれば、勘解由次官離任も、この間ということになる。つまり、貞観十六年以後に勘解由次官を離れ、元慶元年以前に民部少輔に遷ったことになる。

なお、貞観十四年二月二十九日に、「散位正五位下在原朝臣守平を以て民部大輔と為す」と、在原守平が大輔に、貞観十七年七月三日には「潔世王が既に大輔として見え、同十八年十二月二十二日には既に藤原保則が大輔である。興行の民部少輔就任年は明確ではないが、保則を上司に持っていた可能性は高い。なお、興行が讃岐介に任じられたこの日、「散位従五位上藤原朝臣房雄を以て民部大輔と為す。宮内少輔従五位下藤原朝臣弘隆を少輔と為す」とあり、上司であった保則もこの日かそれ以前に大輔を離れたようである。

興行は対策及第後、少内記として官界に出て民部少輔まで十年ほど、推問密告使として大宰府に赴いた他は、京の内官として勤めていたのだが、この任讃岐介からほぼ十年、外官として地方に赴任し続けることになる。

父安仁は、地方官として良吏であったが、興行もその子息に相応しく地方行政に携わったらしい。そのことを、以下に述べる。

三、外吏歴任

先述のごとく、興行は、元慶二年二月二十一日、讃岐介に任じられた。元慶五年四月二十日に、「内蔵権頭従五位上兼行讃岐介良岑朝臣直」と、讃岐介として良岑直が見えるので、これ以前に興行は介から離れたと思われる。三年余りの讃岐介時代ということになる。

讃岐介の同僚としては、高向公輔が「元慶元年從四位下に至り、遷りて讃岐権守と為る」(元慶四年十月十九日卒伝)と見える。公輔は、卒した時点では散位であるが、興行と同僚であった可能性はある。但し、公輔が讃岐へ赴任したか否かは不明である。

讃岐介興行について、後に讃岐守として赴任した菅原道真が、「路遇白頭翁」(『菅家文章』卷三・221)に詠んでいる。讃岐守道真は路に白頭の翁に会った。翁は九十八歳で、妻子も財産もないのだが、不思議と「紅面」であった。道真がその所以を尋ねると、翁は「貞觀の末年元慶の始、政慈愛無く法偏り多し。旱災有りと雖も言上せず、疫死有りと雖も哀憐せず。四万余戸荆棘を生じ、十有一県爨煙無し」と、貞觀末から元慶初にかけて、政治に慈愛が無く、人民が疲弊した様子を語り、そういう時期に、良吏がやって来たという。それが、安倍興行であり、藤原保則である。

適逢明府安為氏 適ま明府安を氏と為すに逢ふ

今之野州別駕 今之野州別駕なり

奔波昼夜巡郷里 奔波して昼夜郷里を巡る

遠感名声走者還 遠く名声に感じて走にりし者も還る

周施賑恤疲者起 周く賑恤を施して疲れし者も起く

吏民相对下尊上 吏民相對して下上を尊び

老弱相携母知子 老弱相携へて母子を知る

ここには、国から逃げたものも帰り、疲れたものも起きあがるなど、

興行の善政が描かれている。なお、「走げし者も還る」は、既に指摘

があるように、「考課令」55の「走げたるが還れば、功の限に入ることを得む」に基づいている。

保則の善政についても、「更に使君保の名に在るを得たり 今の予州刺史、臥聴すること流るる如く境内清し」などと触れ、翁は「幸に保安の徳に遇い、そのおかげで「自然に面上桃花の色」だということである。それを聞いた道真は、「安を氏と為す者は我が兄の義、保の名に在る者は我が父の慈なり。已に父兄の遺愛の在る有り、願くは積善に因りて能治を得んことを」という。兄たる興行や慈父たる保則の「積善」によって「能治」を得たいと思うが、しかし、自分には、同じようなことはできない。「奔波の間我詩を詠ぜん」と終わる。

この詩において、興行は優れた国司として描かれている。貞觀末元慶初の疲弊を立ち直らせた良吏として評価されているのである。また、道真にとつて「兄の義」という点などは、前述した贈答詩に見えた関係性とも繋がる。

道真は、他にも讃岐介興行について詩に触れている。「酬藤司馬詠

庁前桜花之作 次韻」(『菅家文章』卷四・286)に

紅桜笑殺古甘棠 紅桜笑殺す古の甘棠

本韻、用桜為韻。拙和、以棠代之

本韻、桜を用ゐる韻と為す。拙和、棠を以て代ふ

安使君公遺愛芳 安使君公遺愛の芳

此花、元慶始、安太守所種也

此の花、元慶の始、安太守の種えし所也

と詠む。興行が、国府の庁前に桜を植えたことが自注に記されている。しかし、ここは単に興行の植樹を詠んでいるだけではない。「紅桜笑殺す古の甘棠」とは、興行が植えた桜が、古の甘棠を笑い飛ばすほどにすばらしいというのだが、「甘棠」は、『毛詩』国風・召南「甘棠」に基づく。例えば、宋の傅亮「為宋公修楚元王墓教」(『文選』卷三十六)に「夫れ人を愛して樹を懐へば、甘棠すら且つ猶ほ剪ること勿し」とあり、李善注に「毛詩曰く、蔽芾たる甘棠は、剪ること勿かれ伐ること勿かれ。召伯の茨りし所。風俗通曰く、召公出でて二伯為り。甘棠樹の下に止りて、訟を聴き獄を決す。後人其の徳の美なるを思ひて、其の樹を愛して敢へて伐らず」と見える。召伯が甘棠のもとで訴訟を聞き、獄を決したのだが、人々は、召伯の徳に感じて甘棠の樹を伐らなかつたという故事である。

道真の詩では、その甘棠を笑い飛ばすほどの興行の「紅桜」だといふのだから、暗に召伯よりも興行が優れていると詠んでいると思われる。ここでも、道真は、良吏・興行を讃えている。

興行の讃岐での業績は審かではないが、道真の詩による限り良吏として評価される。もつとも道真は、興行と同門の後輩であるから、その評価は差し引くべきであるが、この後、国司を歴任することから(本人の意志は別として)、良吏として評価されていたと考えてよいのではないだろうか。

元慶七年五月五日、興行は既に伊勢権守であつたようである。同日

の記録では、「伊勢守従五位下安倍朝臣興行」と伊勢守として見えるが、元慶八年三月九日には、「伊勢権守」とあり、また、元慶七年正月七日に「正五位下行伊勢守藤原朝臣興世」と伊勢守藤原興世が見え、興世は、元慶八年十一月二十五日にも伊勢守なので、興行は権守とすべきであろう。

讃岐介の任期は元慶六年で終わるはずだが、元慶五年四月二十日に、讃岐介として良岑晨直が見えるので、任期終了以前に興行は介から離れたと考えられる。恐らくは引き続いて伊勢権守に任じられたのである。

同僚としては、前述の興世の他に、惟良高尚が、元慶八年二月二十三日「勸解由次官兼伊勢権介惟良宿弥高尚等、並びに従五位上」(光孝天皇即位叙位)と権介である。但し、勸解由次官兼任なので、遙任であろう。また、元慶八年十一月二十五日条に「伊勢権大掾笠朝臣秋用」「伊勢少掾当麻真人春興」「伊勢大掾文室朝臣正真」が見えるが、興行と同僚であつたかは不明である。

ところで、前述の元慶七年五月五日条には、五月五日節会の記述がある。興行は、この節会に参加していた。

天皇武徳殿に御す。四府騎射及び五位已上貢馬を覽る。渤海客徒を喚びてこれを觀す。親王公卿に統命縷を賜ふ。伊勢守従五位下安倍朝臣興行、客を引きて座に就き食を供す。別に勅して大使已下録事已上に統命縷、品官已下に菰蒲縷を賜ふ。是の日、大雨。

是より先、予め所司に勅し、若し雨殺に遇はば、須く節会を停め、

客徒を喚ぶこと勿く、日を改めて事を行ふべしと。掌客使等、速に客徒を引き、宮城に入る。故に雨中に礼を為す。

この前年の十一月十四日に加賀国へ着岸した渤海使は、四月二十八日に鴻臚館へ入った。菅原道真が仮に治部大輔に、島田忠臣が仮に玄蕃頭に任じられ、渤海使との心対に当たったことはよく知られるところである。

この五日の節会に、渤海使も参加することになった。興行は、渤海使を引率し座に就かせ食を供する役を務めたのである。伊勢権守である興行が任じられたのは、やはり儒者だったからである。この渤海使には、例えば大蔵善行が存問渤海客使に（元慶七年正月一日）、文章得業生であった紀長谷雄が掌渤海客使に任じられている（同三月二十一日）など、多くの儒者が関係している。

ところで、先の五日の記録の末尾には、この日大雨であり、前もって大雨の際は節会を停止し、渤海客を呼ばず、日を改めることになっていたのであるが、掌客使等が早くに渤海客を宮城に入れたために、雨の中行つことになったと記されている。この時の掌渤海客使は、前述した紀長谷雄と坂上茂樹である。

興行の伊勢権守としての事績は、これもまた審かではない。但し、元慶八年二月二十三日の光孝天皇即位に関わり、前もって、二月五日に固閑使が発遣された。伊勢には源建が遣わされ、三月一日には復命している。固閑・開閑儀には、興行も関わったか。

興行は、しかし、光孝天皇即位の直後に上野介に任じられて、伊勢を去ることになる。これも任期中での転任である。

元慶八年三月九日、「伊勢権守従五位上安倍朝臣興行を上野介と為す」とあるように、興行は上野介に任じられた。なお、前述の元慶七年五月五日の記録では従五位下であったが、その後従五位上に昇ったらしい。この上野介については、任期の四年を勤めることになる。

同僚としては、惟恒親王（文徳天皇の親王）が、元慶七年二月十四日に「四品守彈正尹惟恒親王を上野太守と為す。彈正尹故の如し」と太守である。惟恒は、興行の上野介就任と同日、兵部卿を兼ねている。仁和三年二月十七日に「四品貞元親王を上野太守と為す」と、貞元親王（清和天皇の親王）が太守になっているのは、交替か。この同日に「従五位上行左京亮藤原朝臣真常を権介と為す」と、藤原真常が権介に任じられている。興行の部下となる。上野国は親王任国であるから、興行は介であるもの、実質は守と同等である。

上野国は親王任国であり、上国である。しかし、興行は不満があったらしい。それは、讃岐介から伊勢権守、さらに上野介と、外吏ばかりを歴任することに対してであった。『菅家文章』に次のような作が残る。

近日野州安別駕、製一絶寄諸同志、有頻歴外吏独後倫輩之歎。
予不勝助憂、聊依本韻酬

君曾献策立公車 君曾て献策して公車に立つ

政事当求孔子家 政事当に求むべし孔子の家

請抱貞心能報国 請ふ貞心を抱きて能く国に報いんことを

寒松不道遂無花 寒松遂に花無しと道はず

(『菅家文章』巻一・143)

詩題によれば、近頃、上野介安倍興行が、一絶を作つて諸同志に寄せたが、頻りに地方官を経て、同輩に後れを取る歎きがあつたという。「諸同志」とは、恐らく道真を含めは善門下を指すのである。興行は、地方官を歴任することに不遇感を持っていたらしい。

前述したように、興行の対策及第は、貞観七年後半～九年の間であつたと推測されるが、「倫輩」に後れを取るといつ、その「倫輩」について確認してみれば、橘公相は、貞観六年八月八日に対策及第。興行の任上野介と同日時点で、従四位上・右大弁・勘解由長官で、この年、五月二十六日に文章博士を兼ね、十二月五日には、参議に任じられる(以上、『公卿補任』)。この時、四十八歳。都良香は、貞観十一年六月十九日及第(『都氏文集』巻五「神仙」「漏刻」)。既に元慶三年に没しているが、その時点で従五位下・文章博士・大内記・越前権介。四十六歳。道真も後輩に当たるが、貞観十二年五月十七日に対策及第(『菅家文章』巻五・566)。この元慶八年時点で、従五位上・文章博士・式部少輔・加賀權守で、四十歳。藤原佐世は貞観十六年に対策及第(『類聚符宣抄』巻九)。興行の任上野介と同日に「従五位下右少弁藤原朝臣佐世を大学頭と為す。右少弁故の如し」といつ。位は興行よりも低い。同年九月十四日には「大学頭従五位上兼守右少弁藤原

朝臣佐世」として見え、興行と同じく従五位上になつていた。三十八歳。

この年、興行は、恐らく五十歳に達しようという頃である。これら「倫輩」の状況を見れば、頻りに外吏を歴任する間に、後輩が中央で出世しているという興行の不満もよく理解できる。

この不満に対して道真は、「君はかつて対策に心じて、公車に立ち取り立てられる詔を待つていた。政事については、儒家に当然求めるべきだから、君もきつと取り立てられるであろう。願わくば、貞心を抱いて国家に報いよ。冬の松だつて、最後には花が咲かないとはいわないのだ(その冬の松のように貞心を抱いていれば、きつと花咲く＝昇進するであろう)」。と詠んでいる。結句の「寒松」は、『論語』子罕篇の「歳寒くして、然る後に松柏の後に彫むを知る也」に基づく語で、晋の潘岳「西征賦」(『文選』巻十)に「勁松歳の寒きに彰れ、貞臣国の危きに見はる」とあるように、貞臣を暗示する。

道真は、現在には不遇でも、国家に報いることを考えていれば、松＝貞臣のあなたにも、きつと花が咲くだろうと慰めるのである。なお、二年後の仁和二年に道真は讃岐守となるのだが、藤原基経主催の饗別宴で「吏と為り儒と為り国家に報いん、百身独立す一の恩涯」(相国東閣饗席 探得花字)、『菅家文章』巻三・186)と詠んでいるのは、付合しているともいえる。

興行は上野国に赴任したのだが、道真は、その興行を思つて詩を詠んでいる。

七月七日憶野州安別駕

非無遠信屢相聞 遠信の屢は相聞すること無きに非ざるも

此夕殊思欲見君 此の夕殊に君に見えんと思ふ

珍重牽牛期曉漢 珍重す牽牛曉漢に期すること

悵然別駕隔秋雲 悵然たり別駕秋雲を隔つこと

定知靈匹同時拜 定めて知る靈匹同時に拜することを

唯恨詩情兩処分 唯だ恨むのみ詩情兩処に分かれぬることを

依乞平安歸洛日 依りて乞ふ平安に歸洛する日

滿庭香粉幾紛々 滿庭の香粉幾紛々たらんことを

『菅家文章』卷一・150

首聯で、手紙がしばしば来ないわけではないが、やはり七夕の日は興行に会いたいという。頷聯で、牽牛織女の交会を讃えつつ、興行と隔たっている悲しみを詠み、頸聯で、お互い牽牛織女の二星を見ているだろうが、詩情が別々に別れていることを残念に思い、尾聯で、興行の平安な帰洛と、その時に「滿庭の香粉幾紛々たらん」ことを願っている。これは乞巧奠において「私願」を乞うことと関わる。

この詩で道真是、遠く離れた興行を思うのだが、興行という存在が詩情を共にする詩友であることが確認できる。ともに京にいた頃には、七夕の日に会って、詩を賦していたのであることもまた、推測できる。

元慶八年十一月二十五日、興行は、正五位下を授けられた。豊明節

会での授位である。

仁和四年、興行は、上野介の任期を終えようとしていた。道真の「憶諸詩友兼奉寄前濃州田別駕」(『菅家文章』卷四・262)は、その時期の作である。

天下詩人少在京 天下の詩人京に在る少なり

況皆疲倦論阿衡 況んや皆阿衡を論するに疲れ倦みたるをや

伝聞、朝廷令在京諸儒、定阿衡典職之論

伝へ聞く、朝廷在京の諸儒をして、阿衡典職の論を定

めしむと

巨明府劇官將滿 巨明府は劇官將に滿ちんとす

安別駕煩代未行 安別駕は煩代未だ行はれず

南郡旱災無所与 南郡の旱災に与る所無し

東夷獷俗有何情 東夷の獷俗に何の情か有らん

君先罷秩閑多暇 君先に秩罷めて閑にして暇多からん

日月煙霞任使令 日月煙霞使令に任せよ

この詩は、阿衡紛議に関わる作である。第二句の自注に阿衡紛議へ言及するが、諸儒に勧めさせたのは、『政事要略』所引『寛平御記』によれば、仁和四年六月一日で、御前において橋広相、藤原佐世、中原月雄らに対論させている。これ以前に儒者が勅文を提出している(『政事要略』卷三十・阿衡事)。道真が言及するのは、御前での対論である。それなら、この詩は六月以後の作となる。

興行に關わるのは第四句目である。「煩代未だ行はれず」は、いまだ明解が得られていないのだが、これは、煩雑な交替政がまだ行われていないことを詠んでいるのではないだろうか。

迂遠ではあるが、興行の後任が決まる時期から考証してみる。興行の後任は未詳であるが、この時期の国司任命を概観すると、遠江介壬生益成が二月任（『古今和歌集目錄』）、相模権守源光が三月七日任（『公卿補任』）、近江守橘広相が二月十日任（同前）、同僚源昇が二月十日任（同前）、美濃介源當時が二月十日任（同前）、備前権介藤原敏行が正月任（『古今和歌集目錄』）、長門守菅原宗岳が二月十日任（『外記補任』）、讃岐権大掾藤原清貴が二月十日任（『公卿補任』）、肥前守橘清樹が二月十日任（『古今和歌集目錄』）となる。また、『日本紀略』仁和四年二月十日条に「除目」とあることから勘案するに、恐らく、二月十日に地方官除目が行われたのであろう。

興行が赴任した上野は遠国なので、後任者の装束扱は、六十日である⁽²⁸⁾。行程は、京からの降りには十四日（延喜主計式上）である。従って、後任者は任命されてから、少なくとも、六十日+十四日=七十四日の内に京を出て上野国に到着しなければならぬ。任官から二ヶ月半後には到着し、交替政を行うことになる。前述したように二月十日が新介の任官だと推測できるから、四月下旬か五月上旬には到着することになる。交替（前司との分付受領）は百二十日以内と規定されているから、九月上旬までに交替政を終わらせることになる。自注にいう「定阿衡典職之論」が六月一日の対論を指すとすれば、興行の後任者

は、既に上野国に到着しているはずである。そして直ちに交替政を始めなければならないはずである。

三句目についても少しく検討しておく。「巨明府」は越前守巨勢文雄を指すのだが、越前は中国で、装束扱は三十日。行程は、降り四日、海路六日である。後任者は、三〇日+四日+六日=四十日以内に越前に着き、交替政を始めることになる。後任者は二月十日任であろうから、四十日後の三月中旬までに到着して百二十日以内、つまり七月中旬までに交替することになる。第二句で「劇官將に満ちんとす」とあるのは、交替政が終わりに近づきつつあることをいっているのである。先にこの詩を六月以降の作と推測したが、それとも齟齬しない。後任者の到着、交替政の時期などを勘案すれば、遅くとも七月中旬頃の作となろうか。

四句目に論を戻せば、最大九月上旬までに交替政を終わらせなければならぬのに、七月になってもまだ交替政を始めないことを、「煩代未だ行はれず」と詠んだと考えられるのではないだろうか。

以上を要するに、興行は、七月頃、漸く後任者がやって来たものの、まだ交替政（分付受領）が行われず、京へ戻ることができない状態にあったのではないだろうか。

道真の詩に戻ろう。道真の詩は、阿衡論議で在京の諸儒が疲れ倦んでいる様子を描きつつ、在京していない詩人でも、文雄は交替政が漸く終わる頃、興行はまだ交替政が始まらない頃で、激務が今後も続く

様子を詠む。頸聯では、讃岐にいる自分のことを詠むが、「南海の讃岐の早魁には、もう手のほどこしようなもない、東国の夷狄の荒々しさに、何の気持ちが生じようか（こちらは多忙で何の心情も生じない）」⁽²⁷⁾と、やはり国司としての多忙を詠んでいると考える。道真の「詩友」たちは、在京のものは阿衡論議に倦み疲れ、外吏として地方にいる文雄・興行も交替事務で激務である。そして、自分自身も国司の職務で多忙を極めている。だから、尾聯では、既に美濃介の任期を終えた忠臣に対して、「閑にして暇多からん」、「日月煙霞に指図して意のままに用いよ」と詠むのであろう。もちろん、結句は、詩を詠むことを指す。激務多忙で詩を詠む暇もない詩友たちの中で、唯一「閑」がある忠臣に、詩を詠むことを勧めるのである。⁽²⁸⁾

この詩は、また、讃岐、越前、上野、京と離れているのに拘わらず、道真が詩友の状況をよくつかんでいることも示している。

興行は、上野介の任期を終え、京へ戻ることになった。これまで地方官としてほぼ十年、讃岐、伊勢、上野と任地を変えてきたが、久しぶりに京官へ就くことになる。

四、文章博士から大宰大式へ

交替を終えた興行は、仁和四年八月に文章博士に任じられた。⁽²⁹⁾『二中歴』(第二・儒職歴・文章博士)に、「安倍 興行 仁和四八」と見

える。興行は、後述することく、寛平四年頃大宰大式に任じられているが、それまで文章博士であったか。なお、紀長谷雄が寛平三年三月九日に文章博士に任じられている(『公卿補任』)。興行の後任であったが、わずかに同僚であった時期があるかは明確ではない。

文章博士としては、橘広相が、少なくとも仁和四年十月二十七日までは博士であったようである(『政事要略』所引『寛平御記』)。興行は、一時期広相の同僚であったことになる。

この前後は、阿衡論議が重要な局面を迎えていた時期であった。阿衡論議についての詳細はここで述べる余裕がないが、仁和三年十一月二十一日、宇多天皇が、先帝光孝と同様政権をゆだねる旨詔を降したのに対し、基経が辞退、それに対する同二十七日の勅答(橘広相起草)に「阿衡」の措辞があり、「阿衡」には典職がなく、太政大臣の実権を認めないものだとして反撥した基経が、政務を執らないこと半年に及んだのである。勅文徴収など行われたが、広相は自説の正しさ(阿衡にも典職がある)を主張、仁和四年六月一日、御前において阿衡の対論が行われた。が、決着が付かず、二日、孤立した宇多は改詔によって基経を「閑白」に任じた。しかし、事態は収まらず、広相への責任追及が続くも、十月に基経女温子が女御となったのを期に宇多と基経の妥協が成立し、広相は罪を免ぜられた。

この状況の八月に興行は文章博士に任じられたことになる。十月に広相への罪名勅文が作成されているが、興行が文章博士に任じられた時期は、広相への責任追及のために、「世間嗷々万端」(『政事要略』

所引『寛平御記』九月十七日)であった頃である。恐らく広相は文章博士としての職を果たせる状況ではなく、その欠を補うために、興行が任じられたのではなからうか。しかし、何故興行であったかは審かにできない。宇多との関係はこれ以前に見出せないし、何より、宇多の近臣であった広相が問題視されているのに、宇多との縁で文章博士が選ばれることは困難であろう。あるいは、基経との関連もあるのかも知れないが、それを証す資料はない。

地方官を歴任し、不遇を託っていた興行にとって、この就任は意外であつたらうか。また、喜ぶべきものであつたらうか。しかし、阿衡紛議による混乱の中で文章博士就任は、決して平穩な将来を予想できるものではなかつたであろう。

寛平二年九月九日、重陽宴が開かれた。『日本紀略』は「重陽宴有り。題云はく、仙潭菊」と記す。道真の作が残る(『菅家文章』巻四・328)。興行も参加したようであるが、問題があつたらしい。

寛平二年、巨勢文雄、安倍興行、本任放還を進ずと雖も、新格の旨に依りて未だ諸司に下さず。前讃岐介菅原道、未だ放還せざる間入京す。件三人式部省文人簿に載せず。仍りて勅有りてこれを召す。(『撰集秘記』九月九日所引『清涼記』書人)

興行、文雄、道真は、文人簿に載せられていなかったのだが、勅によつて参加を許されたという。道真については、「未だ放還せざる間入京す」とあるが、このことは、道真自身「予州秩已に満ち、符を被

ぶりて京に在り。分付の間、朝士に接せず」(『菅家文章』巻四・327詩題目注)と記すように、京にいながら、通常現地でなされる分付受領を行っていることと一致する。しかし、興行と文雄の場合は、よく分からぬ。文雄は、『菅家文章』巻四・330では「前越州巨刺史」と見えるのだが、この作は寛平二年成立と推測され、文雄は、越前守を終えたものの、いまだに次の官に就けなかつたらしい。しかし、興行は、上野介から文章博士に任じられている。兩人とも「本任放還を進ず」というのだから問題はないはずである。「新格」の内容が関わるのであろうが、何を指すのか未詳である。後考を俟ちたい。

『中右記』嘉承元年七月二十九日条に次のような記事がある。

関白殿(忠実)初めて御上表有り 関白の詔後、初度也。……

又文章博士勅答を作るは、寛平二年七月十三日、照宣公太政大臣照宣を辞する時の例也 安部興行。吉例為るに依りて用ゆる所也。

寛平二年に基経が太政大臣を辞す表を奏上し、その勅答を興行が草したという。『公卿補任』(寛平二年)に「十二月十四日病に依りて上表して職を辞す。勅有りて関白の事暫く申請に依りてこれを停む。病若し間有らば事を視ること故の如し」とあるのに当たるのであろう。『中右記』の「七月」は「十二月」の誤りであろう。

寛平四年頃、興行は、大宰大式に任じられたようである。京で過した興行は、またもや地方に赴くことになった。但し、大江匡衡「請

殊蒙天恩依檢非遣使勞兼任越前尾張等國守關狀」(『本朝文粹』卷六・161)によれば、「文章博士任受領例」として「安倍興行任肥後守」が上がつている。あるいは、大宰大式になる以前に肥後守に任じられたのかも知れないが、道真の「暮秋送安鎮西赴任各賦分字」(『菅家文章』巻五・350)に「五十年前四たび君を送る」と詠まれるのは、興行が、讃岐介、伊勢権守、上野介、大宰大式と四度外吏となったことを指すと推測される。匡衡の誤りかとも思うが、あるいは、一旦肥後守に任じられたが、急遽大宰大式に変更されたとも考えられる。なお、肥後国は大国で、守は従五位上相当、大宰大式は、従四位下相当である。

興行の任大宰大式は、その時期が明確ではない。『日本紀略』寛平五年五月二十二日条に「大式安倍興行朝臣」と見えるので、それ以前に任じられたらしい。藤原保則が寛平四年四月二十一日に大宰大式から左大弁に転じており、⁽³⁰⁾その後任か。恐らく寛平四年四月以後の任である。

興行が大式に任じられた事情は分からない。左遷の意味合いはないであろう。前掲匡衡の申文にも列挙されており、文章博士から国司になる先例は存在する。匡衡があげた例であれば、巨勢文雄も、文章博士から越前守に遷っている。また、道真も文章博士から讃岐守になっている。道真自身が左遷と感ずけてはいても、必ずしも左遷と考へる必要がないという指摘もある。⁽³¹⁾

興行の大宰府赴任に際して三度の饞別宴の存在が知られる。前後は

明らかではないが、以下概観する。

暮秋送安鎮西赴任各賦分字

五十年前四送君 五十年前四たび君を送る

不堪西去此廻分 堪へず西に去る此の廻の分かれに

無兄無弟身初老 兄無く弟無く身初めて老ゆ

万事令誰子細聞 万事誰をして子細に聞かしめん

(『菅家文章』巻五・350)

「暮秋」とあるように、興行は、九月頃京を出ることになったらしい。道真は、四度も興行を送るのだが、この西への別れには堪えられないといい、兄も弟もおらず、漸く老いを感じる自分は、興行が大宰府へ去った後、「万事を誰に詳しく聞かせればよいのだ」と嘆く。結局は、道真にとって興行が万事話せる存在であったことを示すであろう。

次も道真の作である。

秋日陪源亜相第饞安鎮西藤陸州各分一字 探得紅

相送別西又別東 相送る西に別れ又東に別るを

二千五百里程中 二千五百里程の中

秋情念々無他計 秋情念々として他計無し

只仰樽前面暫紅 只仰ぐ樽前に面暫く紅なるを

(『菅家文章』巻五・351)

「源亜相」は、大納言源能有である。「安鎮西」が興行、「藤陸州」は藤原佐世で、寛平三年春に正月に陸奥守に任じられたが(『円珍和

尚伝³²、下向は一年延びていた。

この宴は、源能有邸で開かれたもので、興行だけではなく陸奥守として東北に赴く佐世の饒別宴も兼ねている。第一句はまさにそのことを詠んでいる。

源能有と道真の交流については、高兵兵による整理がある³³。能有と道真の交流は『菅家文章』にも多く徴証があるが、高も指摘するように、能有は、道真の詩友たちと交流を持っていた。この饒別宴もそれを証しよ。高の整理によれば、能有は、道真、興行の他、巨勢文雄、藤原佐世とも交流を持っており、道真と同門の詩人と結びついていたようである。あるいは、興行もこれ以外に能有との交流があったかも知れない。

次は島田忠臣の作である。

饒鎮西安明府鎮東藤府君長門菅太守之任探得遷字

門同膠漆未為堅 門同じけれども膠漆未だ堅きを為さず

不覺勤王外秩遷 覺えず勤王外に秩遷ることを

七道民貧多吏富 七道の民貧しく吏の富むこと多し

折轅歸自數君伝 折轅の歸らば自ら數君を伝へむ

(『田氏家集』 卷下・17)

興行・佐世に加えて、「長門菅太守」(菅原宗岳³⁴)の饒別宴である。

なお、高³⁵は、この作を前掲能有邸の饒別宴と同時と考えているが、可能性はあるものの、詩題に能有邸であると明記されていないこと、また、第一句に「門同」の語が見えることから、是善門下の同門と饒別

宴を行ったと見るべきか。能有は道真ら同門の詩人と交流を持つが、能有自身が同門ではない。

この詩については、『田氏家集注』に詳細な注がある。参看しつつ述べれば、首聯は、同門の三人がそれぞれ地方に赴任することをいうが、「勤王」の措辞は、道真が興行の兄宗行の赴任時にも用いた言葉であった(「会安秀才饒舎兄防州 探得隔字」前掲)。尾聯は、人々の貧しさと官吏の貪欲さをいうが、そのような貪吏になることなく、蜀郡太守の張堪が、職を去るときは折れた轅の車で帰ったように(『後漢書』張堪伝、「蒙求」)、清廉な官吏として戻ってくれば、語り伝えようという。

忠臣は良吏たらんことを期待して三人を送っている。この忠臣に比較すると、道真の詩は、別れの悲しみに浸っている。殊に最初の作は、興行のみを送る宴であったためか、自らの心細さを詠んでいた。ここには、道真と興行の関係性が示されているだろう。忠臣は、是善門下においてはもつとも年長者であることから、そこに、別れの悲しみよりも職責を果たすような激励の言葉を掛けた所以があるつか。

大宰府に着いた興行は、寛平五年五月十一日に、新羅賊を追討することになる。

大宰府飛駟使来る。奏状に傳く、今月十一日、新羅賊来りて、肥前国松浦郡を指す。即日、勅符を帥是忠親王・大式安倍興行朝臣等に賜ひて追討せしむてへり。

これに引き続き、閏五月三日には「新羅賊、肥後国飽田郡に於て人宅を焼亡せしむ。又肥前国松浦郡に逃げ去る。即ち勅符を賜ひて追討せしむ」とあり、また、六月二十日に「新羅賊の事を奏す。勅符を賜ひてこれを遣る」とあるのも、追討に関わるものであろうか。さらに、翌年二月二十二日にも新羅賊を追討する勅符を賜り、三月十三日に、新羅賊が「辺島」を「侵寇」し、これにも追討の勅符が出る。また四月十日には、対馬を襲った新羅賊への追討の勅符が出、十七日には、將軍を賜わらんことを奏状した大宰府に対して、即日、参議藤原国経を権帥として向かわせている（以上、『日本紀略』）。

このように新羅賊の頻繁な来襲があり、九月にはさらに大規模な来襲があつた（『扶桑略記』寛平六年九月五日）。

興行は、大宰府に赴任するや、この緊急事態に対処することになつたようである。しかし、興行がどこまで関わつたかは明らかではない。それは、寛平五年五月二十二日の記事が、興行が資料に見える最後だからである。興行がその後の追討にも加わつたのか、また、都へ戻つたのか、まったくの未詳である。寛平期の新羅賊の来襲は、新羅末期の反乱状態に根を持つと推測されているが、思えば、興行は、藤原元利万侶が新羅国王と通謀した事件で推問密告使を務めていた。興行の大宰大式就任も、新羅との関係によるものと考えたくなるが、まったくの憶測ではない。

（『日本紀略』寛平五年五月二十二日）

おわりに

興行の事績を概観してきた。足跡を辿つても、歴史上顕著な活躍を見せたわけでもないし、作品も残らない。しかし、地方官として良吏であつたことは、紀伝道出身者に期待されたことであつた⁽³⁷⁾、阿衡紛議の混乱の中で文章博士に就任したことは、その立場が中立的であつたことを暗示するかも知れない。

当時の儒者については、常に道真が中心に論じられる。また相対する三善清行が論じられることもある。しかし、興行のように、地方官を歴任したために、中央での出世から離れたものもいた。興行は、文章博士になつてはいるものの、儒者というよりも、良吏・能吏といった趣がある。あるいは、このような有り様が、紀伝道出身者では、当時一般的であつたと考えることもできる。今後も儒者の伝記を作りつつ考えていきたい。

興行で注目されることは、やはり道真との交流である。道真にとつて忠臣が岳父であるのに対し、それよりは世代の近い友人という立場である。近い先輩という意識もあつたかも知れない。「兄義」という言葉もあつた。この辺りは、忠臣との関係と別種の交流として貴重であると思つた。

興行の兄弟にもつと触れるべきであつたが（貞行は良吏として知られるし、清行は紀伝道出身で古今作者である）、既に紙幅が尽きた。今後の課題としたい。

注

- (1) 本問洋一「菅原道真の漢詩解釈憶説 交遊詩をめぐって」(中央大学国文50・二〇〇七年)。
- (2) 以下、正史を出典とする場合、資料名は省略する。
- (3) 「鴻漸」は、次第に昇進すること。晉の謝瞻「於安城答靈運」『文選』卷二十五)に「鴻漸随事变、雲台与年峻」とあり、李善注に「鴻漸、以喻仕進。雲台、以喻爵位也。周易曰、鴻漸于陸」と見える。
- (4) 『系図纂要』には、清行と興行の間に、利行という人物があげられている。なお、道真に「書懐寄安才子」、「傷安才子」(『菅家文章』卷一・61、72)という作がある。恐らく安倍氏と思われるが誰に当たるかは未詳。『菅家文章』の排列を加味すれば、61は、貞観十二年から十三年頃の作。72は、貞観末から元慶一、三年頃。なお、『菅家文章』に見える「才子」は、文章生になる以前を指す場合が多い。例えば、61詩では自注に「君、有歳莫暫停、寮試之嗟」とあって、安才子は、寮試¹¹擬文章生試を受験する学生であつたらしい。また、「書懐文才子」(『菅家文章』卷四・244)の「文才子」は、文室時実と推測されるが、続く245「聞文進士及第題客含壁 文室時実」とあるように、244詩の時点では、奉試及第前である。従つて、「安才子」は、文章生試に合格できないままに死んだと推測される。なお、『菅家文章』の「才子」について、後藤昭雄「源為憲と藤原有国の交渉をめぐって」(日本歴史715・二〇〇七年)に言及がある。
- (5) なお、唯一年齢が分かる清行は、貞観六年(864)では、四十歳。
- (6) 古藤真平「『登科記』 八・九世紀文章生、文章得業生、秀才・進士試験者一覧(稿)」(国書逸文研究24・一九九一年)参照。
- (7) 中野高行「尊経閣文庫所蔵『外記補任』の補訂」(八・九世紀分に
- ついて)『史学』56 2・一九八六年)による。
- (8) 人物比定については、後藤昭雄「紀長合雄」延喜以後詩序」私注」(前掲)参照。
- (9) 小尾郊一「漢代の辞賦とその娛樂性 問答体と架空人物」(『真実と虚構 六朝文学』汲古書院・一九九四年、一九七五年初出)などを参照。
- (10) なお、兄清行も紀伝道に学んでいる。『古今和歌集目録』によれば、承和三年春に奉試及第。
- (11) 中條順子「都良香伝考」(『今井源衛教授退官記念 文学論叢』九州大学国語学国文学研究室・一九八二年)。
- (12) 本問洋一「菅原道真の菊の詩」(『王朝漢文学表現論考』和泉書院・二〇〇二年、一九八五年初出)の注49に指摘がある。
- (13) 蔵中スミ「島田忠臣年譜覚え書」(小島憲之監修『田氏家集注』卷之上)和泉書院・一九九一年)。
- (14) 『蒙求』に「董生下帷」があり、古注に「董仲舒少耽¹²学。俗謂董生下帷読¹³書 弟子不見¹⁴面」とある。但し、『史記』儒林列伝・董仲舒に「董仲舒、広川人也。以治『春秋』。孝景時為博士。下帷講誦、弟子伝以¹⁵久次相受業、或莫¹⁶見¹⁷其面」とあり(『漢書』董仲舒伝、徐注本『蒙求』もこれに同じ)、帷を下ろして講授し、弟子は誰も彼の顔を見ることがなかったと記している。董仲舒は既に博士であり、弟子に講授する場面である。道真は、他にも「夫董公垂¹⁸帷、薛子踏¹⁹壁、非²⁰止研精之至、抑亦安閑之意也」(『書齋記』菅家文章、卷七・526)、「臣十五歳加冠而後二十六、对策以前、垂²¹帷閉戸、涉²²獵經典」(674「献家集状」)と用いており、『史記』などにいう「講誦」とは異なり、古注「蒙求」系統の故事を用いているようである。
- (15) 助道の対策については、年次未詳ながら、『中歴』登省歴に「七月廿二日冊試 弁星辰、通変化。音人問」と見える。

- (16) なお、この詩、いくつかの問題を提起する。四句目に、「青衫未_レ換名無_レ謚」と「謚」のことが書かれている。この文脈からであれば、出世すれば「謚」が送られるという前提があるようだが、日本において謚号は、天皇号あるいは高僧などについては知られるが、一般人については管見に入らない。この点、検討を要する。また、結句に、「高才不_レ過_レ伝先存」と「伝」が書かれたことが見える。あるいは家伝の類であろうか。
- (17) 保立道久「民族複合国家の解消と「万世一系」・神国思想」「応天門の変」の対外的契機」、『黄金国家 東アジアと平安日本』青木書店・二〇〇四年。
- (18) 米田雄介「郡司・百姓の抵抗 石見国守襲撃事件」、『古代の地方史 2 山陰・山陽・南海編』朝倉書店・一九七七年。
- (19) 川見典久「推問使の派遣と地方支配」、『続日本紀研究 344・二〇〇三年』。
- (20) 川尻秋生「日本古代における「謚」」、『史学雑誌 110 3・二〇〇一年』。
- (21) 新訂増補国史大系本「告」に作るが、増補六国史頭注の指摘に従う。
- (22) 『系図纂要』の興行に「貞観十四年天下大旱。野无青草、経旬月祈之、雨忽下_レ澍。興行終日坐_三庭中_一、合掌請_レ禱、及晡日雨下、如_レ水器水。万人吹感」の記事が上がる。興行が祈雨を行ったというのである。現在、これ以上遡ることができず、注記するに留める。
- (23) 以下、国司時代の同僚については、宮崎康充編『国司補任 第二、第三』（続群書類従完成会・一九八九、九〇年）を参照した。
- (24) 後藤昭雄「菅原道真の詩と律令語」(中古文学 27・一九八一年)。
- (25) 川口注は、「公車は、官署の名。天下の上書及び徵詔のことを掌り、詔を待つ者が命をまつておるところ。中務省に当たるところである」といい、大内記に任じられたことをいうと注し、『漢書』東方朔伝を引く。詔を待つものがある場所を指すことからそう理解したらしい。しかし、大内記は詔を書く職掌であるから、詔を待つ「公車」とは異なる。川口注が
- 言及する『漢書』東方朔伝には、「朔文辞不_レ遜、高自称_レ誉、上偉_レ之、令_レ待_三詔公車_一」とある。武帝が天下の賢良等を召したとき、上書して事の得失を論じさせたが、東方朔も上書した。武帝はこれを「偉」とし、公車で詔命を待たせたのである。これを考慮すれば、道真の詩の場合も、献策して天子に取り立てられるのを待つ「任官を待つ」という意で解釈できるとであろう。唐詩の例を見ると、「待詔公車」の形で用いられることが多く、李白「筆贈独孤駙馬」に、「是時僕在_三金門裏_一、待詔公車_一調_レ天子」と見える。劉禹錫「送曹璩歸越中旧隱詩」の「地遠何_レ當_レ隨_三計吏_一、策成終自詣_三公車_一」も同方向で考えられる。川口注がいうような、大内記に任じられたという具体的な任官というよりも、任官を待つて公車に立つという程度で解釈すべきか。
- (26) 以下、国司の交替については、福井俊彦『延喜交替式』による交替制度(『交替式の研究』吉川弘文館・一九七八年)を参照した。
- (27) 川口注は、「彼らはどういう心をもっているであろう」と東国の夷狄の「心」として解している。しかし、例えば、白居易「答元八郎中楊十_二博士_一」(1067)に、「身覺_三浮雲_一無_レ所_レ著、心同_三止水_一有_レ何_レ情」とあり、心を澄んだ水に譬え、俗念のないことが「有何情」と表現されているが、これと同様、自分の心が動かないとされているのではないだろうか。この白居易の句は、「…無所…、有何情」の形式も道真詩に似ている。但し、道真は国務で多忙なため関心が向かないことを「有何情」と詠むのに対し、白居易は俗事にかかずらうような情がないことをいうのが対照的ともいえる。一句は、東国の夷狄がその荒々しさから騒乱を起こしたらしいが、自分は多忙なため、そちらへの興味も湧かないことをいうと考える。頸聯は、頷聯で詩友が多忙なことを詠むのに対し、自らの多忙をいうのであろう。
- (28) この詩の結句について、桑原朝子「詩人による政治 菅原道真の構想」

- 『平安朝の漢詩と「法」 文人貴族の貴族制構想の成立と挫折』（東京大学出版会・二〇〇五年）は、「忠臣に風物を存分に楽しむように勧めていることは、まさにこのような時期にこそ、権力闘争から距離を置いて冷静に物事を判断できる「詩人」が天皇の側近にあつて輔佐するべきなのだ、という考え方を示唆している」という。忠臣に風物を存分に楽しむということが、どうして、「権力闘争から距離を置いて冷静に物事を判断できる」「詩人」が天皇の側近にあつて輔佐するべき」ということを「示唆」するのか、私にはよく分からない。桑原は、この詩を根拠の一つとして、道真が「詩人」である自らのような文人貴族自身が積極的に政治に関わり、これを主導してゆくという体制を構想し始めた」というのだが、この詩は、あまりの激務で詩を詠めない「詩友」に代わり、「閑」のある忠臣に詩を詠むことを勧める作であると考ええる。「天皇の側近となつて輔佐するべき」という「示唆」を、私は読み取ることができない。
- (29) 所功「阿衡紛議と菅原道真」（和漢比較文学学会編『菅原道真論集』勉誠出版・二〇〇三年）に関係資料がまとめられており至便である。
- (30) 『公卿補任』等は寛平三年とするが、飯倉晴武校訂『弁官補任 第一』（続群書類従完成会・一九八二年）寛平三年・保則に「翌年力」とするのに従つ。なお拙稿「道真の同僚」（前掲）参照。
- (31) 例えば、春名宏昭「菅原道真の任讃岐守」（『菅原道真論集』前掲）。なお、匡衡は、文雄が文章博士から越前守に遷つたと記すが、文雄が文章博士として見えるのは、貞観十八年四月十八日までで、元慶元年春には左少弁に任じられている（『弁官補任』、『本朝文粹』巻九・262）。任越前守は元慶八年三月九日で、このとき文雄は、右中弁・大学頭・紀伊守であった。文章博士から直接越前守に遷つたわけではない。匡衡の付会が申文における付会については、小野泰央「申文の誇張表現 『本朝文粹』を中心として」（和漢比較文学21・一九九八年）に詳しい。
- (32) 道真「左金吾相公於宣風坊臨水亭餞別奥州刺史同賦親字 古調十四韻」（『菅家文草』巻五・357）に、「人は初老路何遠、所以留連歲再巡」とある。なお、後藤昭雄「藤原佐世」（『平安朝漢文学論考 補訂版』勉誠出版・二〇〇五年、一九七九年初出）参照。
- (33) 高兵兵「菅原道真の交友と源能有」（前掲）。
- (34) なお、菅原宗岳は「外記補任」では、仁和四年に長門守で、寛平四年赴任ではない。重任か。あるいは別人を想定すべきか。後藤昭雄「紀長谷雄「延喜以後詩序」私注」（前掲）参照。
- (35) 高兵兵前掲論文。
- (36) 新羅賊については、近年の論稿として、山内晋次「九世紀東アジアにおける民衆の移動と交流 寇賊・反乱をおもな素材として」（『奈良平安朝の日本とアジア』吉川弘文館・二〇〇三年、一九九六年初出）、保立道久「民族複合国家の解消と「万世」系・神国思想 「応天門の変」の対外的契機」（前掲）がある。参照されたい。なお、鈴木靖民「遣唐使の停止に関する基礎的研究」（『古代対外関係史の研究』吉川弘文館・一九八五年、一九七五年初出）は、遣唐使の停止の事情を探る際に、興行と道真が「懇意な関係」であつたことを指摘し、新羅賊の事件について何らかの連絡があつたかと「憶測」している。鈴木は、遣唐使の停止について「その主たる動機の一つには新羅の賊の侵攻を数えなければならぬ」というのだから、興行からの情報も、遣唐使の停止に関わつたと考えているのであろう。なお、新羅賊と遣唐使停止の関係については、石井正敏「寛平六年の遣唐使計画と新羅の海賊」（『アジア遊学26・二〇〇一年）が否定的である。
- (37) 拙稿「菅原道真における 祖業」（伊井春樹編『古代中世文学研究論集 第二集』和泉書院・一九九九年）参照。

Discussions about Abe no Okiyuki

Koji Takikawa